明日香村土地改良関係特定事業補助率等差額（新規）

１．趣旨

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和５５年５月２６日法律第６０号、以下「明日香法」という。）及び同法施行令（昭和５５年６月２日政令第１５６号）に基づき、明日香村が平成１７年度に実施した国の負担割合の特例の対象となる事業（以下「特定事業」という。）に関し、平成１７年度に国の通常の負担割合により交付した交付金と、明日香法及び同法施行令による国の負担割合の引上率を通常の負担割合に乗じて算定される交付金との差額を交付する。

２．事業内容

平成１７年度に、明日香村が実施した特定事業に対し、国の通常の負担割合に基づき交付した交付金と、明日香法及び同法施行令による国の負担割合の引上率を通常の負担割合に乗じて算定される交付金との差額を算出し、当該差額を交付する。

３．事業実施主体　　明日香村

４．事業実施期間　　平成１８年度

５．補助率　　定率

６．平成１８年度概算決定額　　６，１８０（０）千円

【経営局　構造改善課】